



巴里博覽會出品組合趣意書並二規約





### 巴里博覽會出品組合趣意書

明治三十三年佛國巴里府ニ開カル可キ萬國大博覽會ハ我日本國ガ戰勝後始メテ萬國博覽會ニ出品スル者ナルガ故ニ參觀ノ世界各國人ハ兼子テ有名ナル美術工藝品ガ此際如何ナル面目ヲ呈スルコナラント先ツ其視聽ヲ聳カシテ異常ノ注意ヲ爲ス可キハ勢ノ自然ナリト云フ可シ此時ニ當リ我日本國民タル者徒ニ従前ノ慣行ニ安ンシ美術工藝上ノ出品ヲ工人區々ノ爲ス所ニ任セ大作鉅製ノ見ル可キモノナク世界各國人ヲシテ遂ニ其豫想ヲ空ウセシム



ルハ豈ニ千古ノ恨事ニ非ズヤ顧フニ我美術工藝家  
ノ技倆ハ古今大差アルニ非ラズ現時亦靈妙ノ技術  
ヲ抱ク者アラント雖其製作數年ニ亘リ爲メニ多  
金ヲ要スル者ハ獨力ヲ以テ着手スルコトヲ得ズ所謂  
妙技ヲ埋没スル者時ニ或ハ之レナキニ非ラズ或ハ  
多少ノ資金ヲ得テ製作ニ從事スル者アルモ工人區  
々ノ考案ヲ以テ區々ノ物品ヲ製出スルガ故ニ集メ  
テ一場ニ陳列スルニ及ンデハ其規模ノ狹小ナルノ  
ミナラズ同類雜出通ジテ之ヲ統合スルノ妙ナク開  
國以來今日ニ至ル迄我國ヨリ萬國博覽會ニ出品セ

シ事其幾回ナルヲ知ラザレハ眞實我美藝ノ蘊蓄ヲ  
發シテ善盡シ美盡シ以テ世界各國人ヲ駭服セシム  
ルコト能ハズ誠ニ遺憾ナリト云フ可キナリ我等窃ニ  
此ニ見ル所アリ明治三十三年ノ巴里博覽會ニ於テ  
ハ聊カ此遺漏ヲ補ハント欲シ茲ニ巴里博覽會出品  
組合ナル者ヲ組織シ組合中ヨリ貳拾萬圓ヲ募集シ  
テ之ヲ其資金ニ充テ繪畫彫刻七寶陶器蒔繪織物等  
ニ至ル迄凡ソ我美術工藝品トシテ出品ノ價値アル  
者ハ組合自カラ圖案ヲ撰ミ又其意匠ヲ指圖シテ之  
ヲ製作者ニ命ジ製品ノ數量配合等能ク會場陳列ノ



宜キニ適スルヲ期シ纏メテ之ヲ出品スルノ道ヲ謀  
リタラバ所謂靈妙ノ技アル者モ大ニ其力ヲ施ス  
ヲ得テ他ノ一般ノ出品ト共ニ巴里博覽會ニ於テ我  
美術工藝ノ光彩ヲ發揮スルヲ得ンカ今ヤ巴里博  
覽會ノ開會ハ前途二年半ヲ餘スニ過ギズ成ル可ク  
大ニ此目的ヲ達セント欲セバ一日モ躊躇ス可キニ  
非ズ同感ノ士君子幸ニ我等ノ微志ヲ諒シテ速ニ之  
ヲ贊助セラレンヲ偏ニ希望ニ堪ヘザルナリ

### 巴里博覽會出品組合規約

- 第一條 本組合ハ其新ニ製作セシメタル美術工藝品ヲ來  
ル明治三十三年佛國巴里府ニ開カル可キ萬國博覽會ニ  
出品スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ事務所ヲ東京市京橋區木挽町十丁目十  
一番地ニ置ク
- 第三條 第一條ノ目的ヲ達スル資金トシテ組合員中ヨリ  
金貳拾萬圓ヲ募集スベシ
- 第四條 資金ハ之ヲ四百口ニ分チ一口ノ金額ヲ五百圓ト  
ス
- 第五條 組合員ハ組合組織ノ當時其持分一口ニ付キ金五  
拾圓ヲ拂込ミ殘金ハ必要ノ都度漸次之ヲ拂込ムベシ



但シ拂込金額及ビ其拂込期日ハ委員ニ於テ少クトモ十四日以前ニ通知スベシ其拂込期日ニ至リ若シ拂込ヲ爲サマル者アル時ハ其金額ニ對シ百圓ニ付キ日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徴收スベク又萬一期日後六十日ヲ過ギテ拂込ヲ爲サマル時ハ既ニ拂込ミタル金額ヲ沒收シ組合員中ヨリ除名スルコトアルベシ

第六條 組合員ハ組合存立中如何ナル事情アルモ其出資金ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ズ

第七條 組合員ハ組合員總體ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ其權利義務ヲ他人ニ譲リ渡スコトヲ得ズ

但シ組合員中死亡者アル時ハ相續人ニ於テ其權義ヲ承繼スルコトヲ得ベシ

第八條 組合員間損益共分ノ割合ハ各自ノ出資格ニ比例スルモノトス

第九條 本組合各般ノ事務ヲ處理セシムル爲メ組合員中ヨリ十名ノ委員ヲ選任スベシ

但シ委員ハ互選ヲ以テ常務委員若干名ヲ置クコトヲ得

第十條 委員ハ本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル諸般ノ事務ヲ議定決行スルノ權力責任ヲ有ス

但シ組合全體ノ利害ニ關スル重大ノ事件ニ付テハ總組合員ノ會議ヲ開キ其多數ノ意見ニ從フモノトス

第十一條 委員ハ本組合ノ目的外ニ涉リテ爲シタル行爲ニ付テハ自カラ其責ニ任ズベシ



第十二條 委員ハ本組合ノ事務ヲ進行セシムル爲メ名譽  
 幹事名譽書記及ビ屬員若干名ヲ置クコトヲ得  
 第十三條 委員ハ製作物ニ關シ其意見ヲ問フガ爲メ組合  
 若クハ組合外ヨリ名譽委員若干名ヲ囑托スルコトヲ得  
 第十四條 委員ハ製作物ヲ審査セシムル爲メ審査員若干  
 名ヲ囑托スルコトヲ得ベシ  
 第十五條 委員ハ製作物ノ圖案調製ニ參與シ其製作竣工  
 ニ至ル迄之ヲ監督セシムル爲メ監督員若干名ヲ囑托ス  
 ルコトヲ得ベシ  
 第十六條 委員ハ本組合ニ必要ナル經費ヲ支拂ヒ且ツ金  
 錢ノ收支ニ關スル出納帳簿ヲ設ケテ其計算ヲ明ニスベ  
 シ

第十七條 委員ハ毎年六月十二月ノ兩度ニ於テ其半季間  
 ノ出納ヲ調査シ貸借對照表及ビ事務報告書ヲ調製シ組  
 合員全體ノ認定ヲ受クベシ  
 第十八條 組合員ハ何時タリトモ本組合ノ業務施行ニ關  
 シ委員ニ對シテ意見ヲ述ブルコトヲ得又帳簿其他各書  
 類ノ展覽ヲ求ムルノ權アリ  
 第十九條 製作品竣工ノ上ハ之ヲ陳列シテ總組合員ノ觀  
 覽ニ供スベシ  
 第二十條 審査ノ上出品ニ決シタル物品ハ其賣價ヲ定メ  
 製作者ノ名義ヲ以テ出品ノ手續ヲ爲スベシ  
 第二十一條 出品ハ博覽會ニ於テ購求者ニ賣却シ若シ賣  
 殘品アレバ之ヲ本邦ニ積戻シ委員ニ於テ最モ適當ト認



ムル方法ヲ以テ賣却處分スベシ  
第二十二條 委員ハ製作品悉皆處分濟ノ上組合ノ債權ヲ  
取立テ又其債務ヲ辨償シ現存ノ財産ヲ賣却シ其他一切  
ノ計算ヲ整理シテ決算報告書ヲ調製シ各組合員ノ出資  
額ニ應ジテ之ヲ分配スベシ  
第二十三條 前條ノ精算ヲ完了シタル時ハ本組合ヲ解散  
スルモノトス



東京印刷株式會社印行